

市政情報

講座・教室
イベント

募集・求人

健康

高齢者・福祉

ウォーキング

子育て

図書館

相談

市民情報
(伝言板・文書)

地区計画とは、良好な都市環境の形成を図るため、地区ごとの特性に応じて、建築物の建て方のルール(建築物の用途、高さや壁面後退など)を定めた計画です。市では、12地区

地区計画制度

問 政策推進課

☎ 21-14411
FAX 22-55516



QRコード

地区計画を定めている地区



※詳細は市HPで確認できます。
問 都市計画課
☎ 21-14425
FAX 24-8857

秋の全国交通安全運動
スローガン 人も車も自転車も安心・安全 埼玉県
目 9月21日(火)～30日(木)
全国重点目標
・子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
・夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
・自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
・飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

市町村振興宝くじ(ハロウィンジャンボ宝くじ)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
発売期間 9月22日(水)～10月22日(金)
問(公財) 埼玉県市町村振興協会
☎ 048-822-5004

問 地域支援課
☎ 21-14435
FAX 23-2236

男女共同参画情報 ミニほっとらいん

男性の育休

男女が平等に子育てをする時代が進んでいるように思いますが、出産直後の女性の育児負担は今でも大変大きいのではないかと感じます。民間企業における男性の育児休業取得率は、令和元年度で7.48%と依然として男性の育児休業取得にはさまざまな問題があります。そこで、育児・介護休業法が改正され、男性が育児休業を取得しやすくなるような制度改革が行われました。この制度では、全企業に対して、従業員に育児休業を取得しやすい雇用環境の整備を義務付けています。例えば、現行の制度では、育児休業の対象期間は原則子どもが1歳(最長2歳)までですが、新制度では現行の制度とは別に子どもが生まれた後8週間以内に4週間まで育児休業が取得可能となる等、柔軟に育児休業が取れるような内容に変更されました。この改正により、社会全体が男性の育児休業に対する考えを見直すことで、男性が育児休業を取得し、子どもの出生直後から家族で育児ができます。男性が育児に関わることは、産後の女性の育児負担の軽減にもつながるので、家族のきずなも強まるのではないかと思います。(ほっとらいん編集協力員 大島規盟)

問 人権市民相談課 ☎ 21-1416 FAX 23-2236

犬は正しく飼いましょ

犬が原因の苦情が市に多く寄せられています。犬を飼うには、飼い主のマナーと愛情が大切です。既に犬を飼っている人もこれから飼おうとしている人も、次のことを守りましょう。
・散歩させるときは、必ずつないで制御できる人が行いましょう。
・道路や公園、玄関先などはふん尿をさせる場所ではありません。散歩の途中でふん尿をさせるといつた行為が近隣への迷惑になると意識しましょう。
・散歩の前に自宅で排せつを済ませ、やむを得ず排せつをした時には、水で洗い流し、ふんは必ず持ち帰りましょう。
・犬が人を噛んだとき(飼い主が噛まれても)は直ちに保健所に届出をしましょう。
・適度な運動と規則正しい食事をさせましょう。
問 環境政策課
☎ 63-5006
FAX 23-7700
東松山保健所
☎ 22-0280
FAX 23-7700

猫は正しく飼いましょ

猫の屋外放し飼いや飼い主のいない猫へのルールを守らない餌やりによるご近所トラブル等が増加しています。既に猫を飼っている人もこれから飼おうとしている人も、次のことを守りましょう。
・猫の安全と健康管理のためにも、家の中で飼いましょ。
・外でふん尿をしないように家の中に猫用トイレを設置しましょ。
・不幸な猫を増やさないためにも去勢、不妊手術をしましょ。
・野良猫と間違われないように、猫に首輪をし、飼い主の連絡先をつけましょ。
・猫の寿命は10～15年くらいといわれています。最期まで責任をもって飼いましょ。
また、譲渡制度を利用する場合は、県動物指導センターへお問い合わせください。
問 県動物指導センター
☎ 048-536-2465
環境政策課
☎ 63-5006
FAX 23-7700

屋外広告物適正化旬間

9月1日(水)から10日(金)まで屋外広告物のルールの周知及び屋外広告物法に基づく貼り紙や立看板の撤去を行います。看板類の設置を行う場合は、県屋外広告物条例を守り、安全で美しい街並みづくりに配慮しましょ。
問 住宅建築課
☎ 21-1424
FAX 24-8857

各種届出は期限内に

転入・転居等の各種届出は市民課で受け付けています。

種類	期間	必要なもの
転入届	市内に住み始めた日から14日以内	転出証明書(※)、届出人本人を確認できるもの
転居届	転居した日から14日以内	届出人本人を確認できるもの
世帯変更届	変更した日から14日以内	届出人本人を確認できるもの
出生届	生まれた日を含めて14日以内	出生届、印鑑、母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日を含めて7日以内	死亡届、印鑑

※マイナンバーカードによる特例転出をした人は不要。

届出の際の持ち物(お持ちの人)

マイナンバーカード、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、介護保険受給資格証明書、こども医療費受給資格証
新型コロナウイルス感染症の影響で届出期間を経過してしまう場合
事前に市民課へご相談ください。ただし、届出が遅れる場合、マイナンバーカードをお持ちの人や、行政サービスを受けられている人(児童手当、小・中学校の転校、保育園・幼稚園関係、各種健康保険、介護保険、福祉サービスなど)は、各行政サービスへの影響がある場

合がありますので、あらかじめ担当課へご確認ください。

届出・請求時の本人確認

第三者によるなりすまし等の不正な手続きを防止するため、転入等の届出や婚姻等の戸籍届出、住民票や戸籍などの各種証明書の交付請求時には、その届出書や請求書を持参した人の本人確認を行います。

受付時の運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証などの提示にご協力ください。

届出・問合せ 市民課 ☎ 21-1402 FAX 23-2234